

令和8年度 埼玉県立与野高等学校 生徒募集要項（別編）

〒338-0004 埼玉県さいたま市中央区本町西2-8-1 TEL048-852-4505(代表)

- 第3 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜
- 第4 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合に必要な手続等
- 第5 帰国生徒特別選抜による募集

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2208/r8nyuushi-houhou.html>

第3 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

- 1 募集人員等
一般募集で実施する。
募集人員は定めず、選抜要領に従って本校の実情に応じて選抜し、入学許可候補者を決定する。
ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。
- 2 出願資格
令和8年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。
- 3 出願及び書類の提出
不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」（様式6）を、在学中学校長を経て、本校校長に提出すること。「自己申告書」の提出は、本校生徒募集要項（一般募集編）第2の2(3)による。
また、出願に当たり、電子出願システムの案内に従い選択又は入力を行うこと。
- 4 志願先変更
志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出する。
なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。
- 5 面接
(1) 実施日
令和8年2月26日（木）（学力検査当日）に実施する。
ただし、追検査を実施した場合は、令和8年3月3日（火）に実施する。
(2) 方法
個人面接とする。
- 6 その他
ここで定めた内容以外の事項については、本校生徒募集要項（一般募集編）第2による。

第4 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合に必要な手続等

- 1 私立中学校から出願する場合
 - (1) 県内に居住し、県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者
 - ア 出願資格
第1の2（生徒募集要項（一般募集編））による。
 - イ 出願手続
 - (ア) 第2の2（生徒募集要項（一般募集編））による。ただし、電子出願システムによる出願方法については、別途「電子出願の利用の手引き」に定めたものとする。
 - (イ) 住民票の写し（出願日より3か月以内に発行されたもので、保護者と志願者について記載されているもの。また、個人番号の記載がないもの。）を提出する。
 - (2) 県内に居住し、県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者
下記「2 県外中学校等から出願する場合」による。
 - (3) 令和8年3月末までに県内に転居する予定の者で、県内又は県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者
下記「2 県外中学校等から出願する場合」による。
 - (4) 県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者が出願する場合、「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」を提出する。
- 2 県外中学校等から出願する場合
 - (1) 出願資格
出願について本校校長の承認を得た者
 - (2) 出願承認の手続
 - ア 出願承認の申請
 - (ア) 「埼玉県公立高等学校出願承認申請書」に、別に定める承認のための必要書類を添付し、本校校長に提出して、承認を受ける。
 - (イ) 出願承認の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

受付期間	令和8年1月13日(火)から2月9日(月)まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
受付時間	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。 なお、可能な限り、令和8年2月6日(金)までに「出願承認の申請」を行う。
 - イ 出願する際の注意事項
 - (ア) 第2の2（生徒募集要項（一般募集編））による。ただし、電子出願システムによる出願方法については、別途「電子出願の利用の手引き」（県ホームページに掲載）に定めたものによる。
 - (イ) 提出する書類は、すべて本県所定のものとする。
 - (ウ) 「調査書」等とともに、本校校長より交付された「埼玉県公立高等学校出願承認書」を提出する。
 - (エ) 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。

3 海外の日本人学校等から出願する場合

(1) 出願資格

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課において、出願資格の認定を受けた者

(2) 出願資格認定の手続

ア 出願資格認定の申請

(ア) 「令和8年度埼玉県立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」に、別に定める認定のための必要書類を添付し、埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長に提出して認定を受ける。

(イ) 出願資格認定の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

受付期間	令和7年12月1日(月)から令和8年2月9日(月)正午まで (ただし、土曜日、日曜日、祝日、令和7年12月29日(月)から令和8年1月2日(金)までの間を除く。)
受付時間	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。 なお、可能な限り、令和8年2月6日(金)までに、出願資格の認定を受けること。

イ 出願する際の注意事項

(ア) 第2の2(生徒募集要項(一般募集編))による。ただし、電子出願システムによる出願方法については、別途「電子出願の利用の手引き」(県ホームページに掲載)にて定める。

(イ) 「入学願書」、「受検票」及び「調査書」は、本県所定のものとする。

(ウ) 「調査書」等とともに、交付された「出願資格認定申請書」を提出する。

(エ) 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。

第5 帰国生徒特別選抜による募集

1 募集人員

一般募集に併せて実施する。

募集人員は9人とする。ただし、入学許可候補者数の上限を示すものとし、一般募集の人員に含める。

2 出願資格

第1の2(生徒募集要項(一般募集編))に定める出願資格を有する者で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

(1) 日本国外における在学期間が、帰国時から遡り継続して、原則2年以上4年未満の者で、帰国後2年以内の者

(2) 日本国外における在学期間が、帰国時から遡り継続して、原則4年以上の者で、帰国後3年以内の者

ただし、「帰国後2年以内」及び「帰国後3年以内」とは、原則として、帰国した日から令和8年2月1日現在で、それぞれ2年及び3年が経過していない場合をいう。

3 出願手続

第2の2(生徒募集要項(一般募集編))に準じる。ただし、次のことに留意する。

(1) 電子出願システムの案内に従い、「帰国生徒特別選抜による募集」を選択する。

(2) 出身中学校長による応募資格証明を受け、「帰国生徒特別選抜適用申請書」(様式13)を、本校校長に持参により提出する。

(3) 「帰国生徒特別選抜適用申請書」を受理した本校校長は、「帰国生徒特別選抜証明書」(様式14)を交付する。

(4) 第3の3の「自己申告書(様式6)」は、提出することができない。

(5) 全ての出願書類が提出された志願者を、帰国生徒特別選抜の対象とする。

4 志願先変更

第2の4(生徒募集要項(一般募集編))に準ずる。ただし、次のことに留意する。

第2の4(1)については、帰国生徒特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校の「帰国生徒特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、先に志願した高等学校長から交付された「帰国生徒特別選抜証明書」を持参により提出する。

5 学力検査

第2の6により行う。問題は他の志願者と同一とする。ただし、志願者は社会及び理科の2教科の学力検査は受検しない。

学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45~9:20	9:25~10:15	休憩	10:35~11:25	休憩	11:45~14:20	休憩	14:40~15:30
教科等	一般諸注意	国語		数学		本校校長の指示に従う		英語

6 面接

(1) 実施日

令和8年2月26日(木)(学力検査当日)に実施する。

ただし、追検査を実施した場合は、令和8年3月3日(火)に実施する。

(2) 方法

個人面接とする。

(3) その他詳細については、「一般諸注意」の際に指示する。

7 その他

(1) 県内の中学校を卒業する見込みの者(卒業した者を含む)で、特別な事情を有する者の出願資格については別に定める。

(2) 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合は、あらかじめ第4(生徒募集要項(別編))に定めるところにより、出願の承認又は出願資格の認定等を受けなければならない。

(3) ここで定めた内容以外の事項については、第2(生徒募集要項(一般募集編))に準じる。

※ その他の詳細については、「令和8年度入学者選抜実施要項・入学者選抜要領」等を参照すること。